

りーがるかわら版 第7号

〈発行日〉2016年3月1日

〈発行〉公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部
〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3-2-23（司法書士会館内）

電話 092-738-1666

※リーガルサポートふくおか
公式マスコットキャラクター「りーがるー」

成年被後見人本人の郵便物

成年後見人に就任すると、財産目録・収支予定表作成のため、成年被後見人本人（以下単に「本人」といいます。）の財産を調査する必要があります。そのため、本人死の不動産・年金・税金・健康保険・介護保険・生命保険・所有株式・支払いの請求等に関する様々な書類を入手し、その内容を把握する必要があります。

成年後見人に就任当初、これらの書類を入手する方法は、家庭裁判所での謄写であったり、親族からの引渡しであったり、本人の自宅における書類の確認であったり様々です。元々一人暮らしの本人が入院中や入所中の場合、病院や施設の了承を得た上で、転居届を出し入院中の病院や入所中の施設に郵便物を転送させることがあるかと思えます。転居届は、日本郵便所定の転居届に必要事項を記入し、ポストに投函する方法によって行うことができ、またインターネットでも行うことができます。

問題となるのは、成年後見人の事務所に郵便物を転送させることができるかということです。郵便物の転送は、受取人が住所又は居所を変更した場合に、移転先の住所又は居所に郵便物を送付するものです。したがって、移転先に受取人が居住していることが前提となっています。加えて、成年後見人には本人宛ての信書を開封する権限はありません。そのため、成年後見人の事務所に本人宛ての郵便物を転送させることはできないとされています。

また、成年後見人に就任した時点で、長期間本人が入院中・入所中のため、本人の自宅において居住確認ができず、「あてどころに尋ね当たりません」として本人へ郵便物が届かなくなっていることがあります。その場合、転居届では届出後の郵便物を転送させることはできても、既に差出人に送り返された郵便物については対応できません。

差出人が送り返された郵便物を廃棄せず保管している場合、成年後見人への送付先変更届又は後見人登録の手続きを行うことによって、差出人のほうから成年後見人の事務所へ再送してくる場合があります。これに対し、成年後見人から特別に申し出ることによって初めて送り返された郵便物を受け取れる場合もあります。

リーガルサポートふくおか
ホームページはこちら！！

リーガルサポートふくおか

検索

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>



差出人が送り返された郵便物を廃棄している場合では、差出人によって再発行が認められる場合や認められない場合があります。

成年後見人に就任し、本人の財産状況を調査する際、就任前に本人宛てに送られていた書類で差出人に送り返されていたものの確認ができないと、財産調査がスムーズにできず、正確な収支の予定を立てることが難しくなる場合があります。転居届によって郵便物の転送手続きを採ったとしても、既に差出人に送り返されているものについては対応できず、また、成年後見人への送付先変更届又は後見人登録の手続きを行っても、差出人によって既に送り返された書類の取扱いが異なる等、自身の郵便物を受け取るのと全く違った難しさがあります。

成年後見人は善良な管理者の注意をもって本人の財産を管理する義務を負い、財産に関する法律行為について本人を代理する権限を有しますが、本人宛ての信書を開封する権限がないことや成年後見人の事務所への本人宛ての郵便物の転送ができないこと、また、本人宛の郵便物の取扱いについて差出人によって対応が異なる等、成年後見人の多くが本人宛の郵便物に苦心しながら業務を行っています。

福岡県立図書館で開催された 「成年後見制度」をテーマとするセミナーを後援しました！

平成27年12月12日、福岡県青年司法書士協議会（以下「福岡青司協」と略します）主催の「成年後見制度」をテーマとするセミナーが福岡県立図書館で開催されました。

福岡青司協は市民の権利を擁護し、法制度の確立発展に寄与することを目的として、福岡県内の有志の司法書士で組織される任意の団体です。その活動の一環として一般市民向け法律セミナーを福岡県立図書館と共催で行っています。



今回のテーマは「成年後見制度」でした。

セミナーには18名の一般市民の方の参加があり大盛況でした。

質疑応答では、当事者以外の家族にはいつ後見が開始されたことが知られるのか、費用・報酬についてはどれぐらいかかるものなのか等、実際に後見制度を利用する上で疑問に思われていることについて活発な質疑が行われました。

その後の相談会では4組の相談者からの相談が寄せられました。相談への対応はリーガルサポートの会員でもある福岡青司協会員を中心に行いました。

このようにリーガルサポートふくおかでは他団体の活動のバックアップを通して、成年後見制度の普及・啓発に努めております。

○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談（無料）相談料は無料です。》

・相談専用電話 092-738-7050

・月曜日～金曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）

《面談相談（有料）相談料は1時間5,000円（税込）です。》

・事前予約が必要です。予約電話番号 092-738-1666

・毎週水曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）

・場所 福岡県司法書士会館内相談室